

○経済産業省令第十八号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）第七条第一号、第十一条第二項、第十二条第三項、第十五条第四項、第二十六条、第二十七条の二及び第三十五条第四項の規定に基づき、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

経済産業大臣 齋藤 健

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

目次

第一章 総則（第一条―第一条の七）

第二章～第十四章 「略」

附則

（定置式製造設備に係る技術上の基準）

第四条 製造設備が定置式製造設備であつて、火

薬類の製造作業（不発弾等の解撤作業を除く。

）を行う製造施設における法第七条第一号の規

定による製造施設の構造、位置及び設備の技術

上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～五の二 「略」

目次

第一章 総則（第一条―第一条の六）

第二章～第十四章 「略」

附則

（定置式製造設備に係る技術上の基準）

第四条 製造設備が定置式製造設備であつて、火

薬類の製造作業（不発弾等の解撤作業を除く。

）を行う製造施設における法第七条第一号の規

定による製造施設の構造、位置及び設備の技術

上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～五の二 「略」

六 爆発の危険のある工室（不発弾等解撤工室に該当するものを除く。以下同じ。）は、別棟とし、火災に対して抵抗性を有する構造とし、かつ、火薬類の爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用すること。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造とする場合に、あつては、建築材料については、この限りでない。

七〇二十八 「略」

2・3 「略」

（火薬庫外においてする貯蔵の技術上の基準）

第十六条 法第十一条第二項の規定による火薬庫

六 爆発の危険のある工室（不発弾等解撤工室に該当するものを除く。以下同じ。）は、別棟とし、火災に対して抵抗性を有する構造とし、かつ、爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用すること。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造とする場合には、建築材料については、この限りでない。

七〇二十八 「略」

2・3 「略」

（火薬庫外においてする貯蔵の技術上の基準）

第十六条 法第十一条第二項の規定による火薬庫

外においてする火薬類の貯蔵の技術上の基準は、第二十一条第一項第一号、第二号、第四号、第四号の二、第六号及び第十号から第十三号までの規定を準用するほか、次の各号に掲げるものとする。

一 「略」

二 前条第一項の表(6)(イ)の規定によりがん具煙火を貯蔵する場合にあつては、次のイからニまでに定めるところによること。

イ がん具煙火を貯蔵する場所の周囲の壁及び天井並びに建築物の二階以上に設ける場合にあつては、床は、厚さ十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ十九

外においてする火薬類の貯蔵の技術上の基準は、第二十一条第一項第一号、第二号、第四号、第六号及び第十号から第十三号までの規定を準用するほか、次の各号に掲げるものとする。

一 「略」

二 前条第一項の表(6)(イ)の規定によりがん具煙火を貯蔵する場合には、次に掲げるところによる場所においてすること。

イ 周囲の壁及び天井並びに建築物の二階以上に設ける場合にあつては床は、厚さ十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又は厚さ二十センチメートル以上の補強コ

センチメートル以上の補強コンクリートブロック造とすること。

ロ がん具煙火を貯蔵する場所の入口の扉は、防火扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。

ハ がん具煙火を貯蔵する場所には、窓、通気孔及び換気孔は、設けないこと。

ニ がん具煙火を貯蔵する場所には、自動消火設備を設けること。

三 前条第一項の表(1)又は(5)の規定により火薬類を建築物（坑道その他建築物以外の施設を含む。以下この号において同じ。）に貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、信号炎管

ンクリートブロック造りとすること。

ロ 入口の扉は、厚さ〇・六ミリメートル以上の鉄板を使用した鉄製の防火扉とすること。

ハ 窓、通気孔及び換気孔は、設けないこと。

ニ 自動消火設備を設けること。

三 前条第一項の表(1)又は(5)の規定により火薬類を建築物（坑道その他建築物以外の施設を含む。以下この号において同じ。）に貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、信号雷管

、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）にあつては、次のイからトまでに定めるところによること。

イ 建築物の構造は、鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造又はこれらと同等程度に盗難及び火災を防止するための措置を講じたものとすること。

ロ 建築物の入口の扉は、防火扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。

ハ 建築物の屋根には、火災を防止するための措置を講じ、天井裏又は屋根には、盗難を防止するための措置を講ずること。

、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）には、次のイからへまでに定めるところによること。

イ 建築物の構造は、鉄筋コンクリート造り、コンクリートブロック造り又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得る構造とすること。

ロ 建築物の入口の扉は、鉄製の防火扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。

ハ 建築物の屋根の外面は、金属板、スレート板、かわらその他の不燃性物質を使用し、かつ、天井裏又は屋根に盗難防止のため

ニ 建築物の内面には、火薬類の落下、衝突
その他これらに類する事象による衝撃又は
摩擦を緩和する建築材料を使用すること。
ただし、火薬類の落下、衝突その他これら
に類する事象による衝撃又は摩擦により当
該火薬類が爆発し、又は発火するおそれ
がないときは、この限りでない。

ホ 建築物の床面には、できるだけ鉄類を表

の金網を張ること。ただし、建築物の屋根
が鉄筋コンクリート造り、コンクリートブ
ロック造り又はこれと同等程度に盗難及び
火災を防ぎ得るものについては、この限り
でない。

ニ 建築物の内面は、板張りとし、床面には
できるだけ鉄類を表わさないこと。

〔新設〕

さないこと。

へ・ト 「略」

三の二 前条第一項の表(1)ハの規定により火薬類を建築物に貯蔵する場合にあつては、前号へ及びトの規定によるほか、次のイからハまでに定めるところによること。

イ 建築物の構造は、幅、奥行き及び高さが一・三メートル以上の鉄筋コンクリート造とし、厚さは十センチメートル以上とすること。

ロ 建築物の入口の扉は、内開きの防火扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。

ホ・ヘ 「略」

三の二 前条第一項の表(1)ハの規定により火薬類を建築物に貯蔵場合には、前号ホ及びヘの規定によるほか、次のイからヘまでに定めるところによること。

イ 建築物の構造は、幅、奥行き及び高さが一・三メートル以上の鉄筋コンクリート造とし、厚さは十センチメートル以上とすること。

ロ 建築物の入口の扉は、鉄製の内開きの防火扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。

ハ 建築物内に爆薬、工業雷管又は電気雷管を貯蔵する場合にあつては、当該爆薬、工業雷管又は電気雷管の一部が爆発したときに当該建築物内に貯蔵する他の爆薬が爆発することを防止するための措置を講ずること。

〔削る〕

ハ 建築物内に爆薬を貯蔵する場合には、爆薬を収納する十分な強度を有する木箱（以下「収納箱」という。）を設置し、その中に爆薬を入れる個装容器を取り付け、収納箱と個装容器との間隔は、三十センチメートル以上とし、個装容器相互間の間隔は、十五センチメートル以上とし、空間には砂を密に充てんすること。

ニ 爆薬を入れる個装容器は、合成樹脂製の外筒と内筒からなり、外筒は、内筒が挿入できる径とし、内筒は、内径三十ミリメートル以下で爆薬を収納する部分と砂を充てんする部分とに分かれ、爆薬を収納する部

「削る」

「削る」

四 前条第一項の表(1)(イ)又は(5)の規定により火

分の前後には、厚さ十五センチメートル以上
に砂を密に充てんすること。

ホ 個装容器一個に貯蔵できる爆薬は、百グラム以下とすること。

ヘ 建築物内に、工業雷管及び電気雷管を貯蔵する場合は、工業雷管及び電気雷管を収納する十分な強度を有する木箱(以下「雷管収納箱」という。)を設置し、その中に工業雷管及び電気雷管を入れる木製の貯蔵箱一個を取り付け、雷管収納箱と貯蔵箱との間隔は、十五センチメートル以上とし、空間には砂を密に充てんすること。

四 前条第一項の表(1)(イ)又は(5)の規定により火

薬類を金属製のロッカーその他の堅固な構造を有する設備（以下この号及び次号において「設備」という。）に収納して建築物に貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、信号炎管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）にあつては、第三号の規定にかかわらず、次のイからホまでに定めるところによること。

イ・ロ 「略」

ハ 設備の内面には、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する材料を使用すること。

ニ・ホ 「略」

薬類を金属製のロッカーその他堅固な構造を有する設備（以下この号及び次号において「設備」という。）に収納して建築物に貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）には、第三号の規定にかかわらず、次のイからホまでに定めるところによること。

イ・ロ 「略」

ハ 設備の内面は、板張りとすること。

ニ・ホ 「略」

四の二 前条第一項の表(1)(ロ)及び(2)から(4)までの規定により火薬類を貯蔵する場合にあつては、前号イからホまでの規定によるほか、次のイからニまでに定めるところによること。

イ 「略」

ロ 設備は、盗難を防止するための措置を講じた金属製のロッカー又はこれと同等程度に盗難を防止するための措置を講じた堅固な構造を有するものとする。

「削る」

四の二 前条第一項の表(1)(ロ)及び(2)から(4)までの規定により火薬類を貯蔵する場合には、前号ロからホまでの規定によるほか、次のイからホまでに定めるところによること。

イ 「略」

ロ 設備の外壁は、金属製のロッカーにあつては厚さ一・二ミリメートル以上の鋼板とし、かつ、適切な補強を施し、その他の堅固な構造を有する設備についてはこれと同等程度の強度を有し、かつ、これと同等程度に盗難を防ぎ得るものとする。

ハ 設備の扉は、厚さ一・六ミリメートル

以上の鋼板を使用したもの又はこれと同等

ハ 設備内に柵を設ける場合にあっては、柵は、落下を防止するための措置を講じた堅固な構造とし、その表面には、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する材料を使用すること。

ニ 設備には、火薬類が爆発し、又は発火したときに発生するガスを排出するために適当な排気孔を設け、排気孔には、盗難を防止するための措置を講ずること。ただし、

程度の強度を有し、かつ、これと同等程度に盗難を防ぎ得るものとし、錠を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。

ニ 設備内に柵^{たな}を設け、柵^{たな}は、表面を板張りとした厚さ一・二ミリメートル以上の鋼板等の金属板を使用し、かつ、内壁に固定する等の柵^{たな}の落下を防止する措置を講ずること。

ホ 設備には、設備内のガスを排出するのに適当な排気孔を設け、排気孔は、摂氏約二百度で溶融する金属でふさぐこと。ただし、耐火性のロッカー等については、この限

耐火性のロッカー等については、この限りでない。

五 前条第一項の表(8)の規定により火薬類を貯蔵する場合(ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号炎管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。)にあつては、堅固な設備に収納し、盗難を防止するための措置を講ずること。

(貯蔵上の取扱い)

第二十一条 火薬類の貯蔵(水蓄火薬庫においてする貯蔵を除く。)の取扱いについては、次の各号の規定を守らなければならない。ただし、

りでない。

五 前条第一項の表(8)の規定により火薬類を貯蔵する場合(ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。)には、堅固な設備に収納し施錠すること。

(貯蔵上の取扱い)

第二十一条 火薬類の貯蔵(水蓄火薬庫においてする貯蔵を除く。)の取扱いについては、次の各号の規定を守らなければならない。ただし、

三級火薬庫に火薬類を貯蔵する場合にあつては第八号及び第八号の二、信号炎管、信号火せん又は煙火を貯蔵する場合にあつては第八号及び第八号の二（一級火薬庫においてする煙火の貯蔵を除く。）並びに第十一号から第十三号まで、導火線又は電気導火線を貯蔵する場合にあつては第八号から第十三号までの規定については、この限りでない。

一 「略」

二 火薬庫の境界内には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物を堆積しないこと。

三 「略」

三の二 火薬庫は、火薬類の貯蔵以外の目的の

三級火薬庫に火薬類を貯蔵する場合には第八号、信号焰管、信号火せん又は煙火を貯蔵する場合には第八号（一級火薬庫においてする煙火の貯蔵を除く。）及び第十一号から第十三号まで、導火線又は電気導火線を貯蔵する場合には第八号から第十三号までの規定については、この限りでない。

一 「略」

二 火薬庫の境界内には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物をたい積しないこと。

三 「略」

三の二 火薬庫は、貯蔵以外の目的のために使

ために使用しないこと。

四 火薬庫内には、鉄類若しくはそれらを使用した器具（チェーンブロック、天井クレーン、ローラコンベアその他の搬出入作業に用いられる器具であつて火薬類に摩擦又は衝動を与えないような構造のもの及び第四条第一項第二十七号の運搬車を除く。）又は携帯電灯以外の灯火を持ち込まないこと。

四の二 電流により作動する機構を持つ火工品を貯蔵する火薬庫内には、電波を発する機器を携行しないこと。やむを得ず携行する場合にあつては、当該火工品が爆発し、又は発火

用しないこと。

四 火薬庫内に入る場合には、鉄類若しくはそれらを使用した器具（チェーンブロック、天井クレーン、ローラコンベア等の搬出入作業に用いられる器具であつて火薬類に摩擦及び衝動を与えないような構造のもの又は第四条第一項第二十七号の運搬車（以下「搬出入装置」という。）を除く。）又は携帯電灯以外の灯火を持ち込まないこと。

〔新設〕

するおそれがないよう、当該火工品に対して
間隔をとる等の適切な措置を講ずること。

五 火薬庫内に入る場合にあっては、あらかじめ
め定めた安全な履物を使用し、土足で出入り
しないこと。ただし、火薬類が摩擦により爆
発し、又は発火するおそれがないときは、こ
の限りでない。

五の二 火薬庫の入口の扉を開ける場合にあつ
ては、火薬庫内に砂れき等が入らないよう注
意すること。

六 火薬庫内では、荷造り、荷解き、開函、小
分け又は仕分けの作業をしないこと。ただし
、火薬又は爆薬に直接触れない作業であつて

五 火薬庫内に入る場合には、あらかじめ定め
た安全な履物を使用し、土足で出入りしない
こと。ただし、搬出入装置を有する火薬庫に
ついては、この限りでない。

五の二 火薬類の搬出入作業を行う場合には、
火薬庫内に砂れき等が入らないよう注意する
こと。

六 火薬庫内では、荷造り、荷解き又は開函を
しないこと。ただし、ファイバ板箱等安全に
荷造り、荷解き又は開函することができるも

、ファイバ板箱の開函その他の安全に当該作業をすることが出来る場合にあつては、この限りでない。

七 火薬庫内では、換気に注意し、できるだけ温度の変化を少なくし、特に無煙火薬又はダイナマイトを貯蔵する場合にあつては、最高の温度及び最低の温度を計測し、夏期又は冬期における温度の影響を少なくするような措置を講ずること。

八 火薬類を収納した容器包装は、通気を確保するため火薬庫の内壁及び床面に直に触れない措置を講ずること。ただし、火薬類が温度及び湿度の影響を受けない場合にあつては、

のについては、この限りでない。

七 火薬庫内では、換気に注意し、できるだけ温度の変化を少なくし、特に無煙火薬又はダイナマイトを貯蔵場合には、最高最低寒暖計を備え、夏期又は冬期における温度の影響を少なくするような措置を講ずること。

八 火薬類を収納した容器包装は、火薬庫の内壁から三十センチメートル以上を隔て、枕木を置いて平積みとし、かつ、その高さは一・八メートル以下（搬出入装置を使用して貯蔵

通気を確保するため火薬庫の床面に直に触れない措置については、この限りでない。

八の二 火薬類を収納した容器包装は、荷崩れせず、安全な搬出入が可能な高さで積むこと。

九 火薬庫から火薬類を出すときは、古いものを先にすること。ただし、貯蔵の委託を受けた火薬類を返還する場合その他の新しいものを先に出すことがやむを得ない場合にあつては、この限りでない。

十 火薬庫に製造後一年以上を経過した火薬類が残っている場合にあっては、異常の有無に注意すること。

する場合にあつては四メートル以下）とすること。

〔新設〕

九 火薬庫から火薬類を出すときは、古いものを先にすること。

十 火薬庫に製造後一年以上を経過した火薬類が残っている場合には、異常の有無に注意すること。

十一 ダイナマイトの貯蔵中薬包からニトログリセリンが滲出して外装容器の面又は床上を汚染したときは、当該ニトログリセリンを分解して除去すること。

十二 外装容器からニトログリセリンが滲出し、又は吸湿液が漏れ出した場合には、内容物を点検し、遅滞なく火薬類を消費し、又は廃棄すること。

十三 「略」

十四 火薬庫に設置してある警鳴装置について

十一 ダイナマイトの貯蔵中薬包からニトログリセリンが滲出して外装容器の面又は床上を汚染したときは、か性ソーダのアルコール溶液（か性ソーダ百グラムを水百五十ミリリットルに溶解し、これにアルコールリットルを混入したもの）を注いでニトログリセリンを分解し、布片でふきとること。

十二 外装容器からニトログリセリンが滲出し、又は吸湿液が洩れ出した場合には、内容物を点検し、遅滞なく消費又は廃棄の措置を講ずること。

十三 「略」

十四 火薬庫に設置してある警鳴装置について

は、定期的にその機能を点検し、作動するよう維持すること。

2
「略」

（地上式一級火薬庫の位置、構造及び設備）

第二十四条 地上に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、次の各号の規定を守らなければならない。

一 「略」

二 火薬庫の構造は、平家建の鉄筋コンクリート造、煉瓦造、コンクリートブロック造又は石造とし、基礎は堅ろう高位とし、かつ、排水に留意すること。

は、常にその機能を点検し、作動するよう維持すること。

2
「略」

（地上式一級火薬庫の位置、構造及び設備）

第二十四条 地上に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、次の各号の規定を守らなければならない。

一 「略」

二 構造は、平家建の鉄筋コンクリート造、煉瓦造、コンクリートブロック造または石造とし、基礎は堅ろう高位とし、かつ、排水に留意すること。

三 火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあつては厚さ十五センチメートル以上、煉瓦造、コンクリートブロック造又は石造の部分にあつては二十センチメートル以上とすること。

四 「略」

五 火薬庫に窓を設ける場合にあつては、その数は火薬庫の大きさに応じ採光を考慮して定め、直射日光により火薬類が変質し、又は爆発し、若しくは発火することを防止するための措置を講ずるとともに、盗難及び火災を防止するための措置を講ずること。

三 火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあつては厚さ十五センチメートル以上、煉瓦造、コンクリートブロック造または石造の部分にあつては二十センチメートル以上とすること。

四 「略」

五 窓を設ける場合には、地盤面から一・七メートル以上の高さとし、その数は火薬庫の大きさに応じ採光を考慮して定め、かつ、十センチメートル以下の間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこみ、内方には不透明ガラスを使用した引戸を、外方には外から容易に開くことのできないような防火扉を備え

六 火薬庫の床には、地盤面からの湿気を防止するための措置を講ずること。ただし、火薬類が湿気により変質するおそれがないときは、この限りでない。

七 火薬庫の内面には、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料を使用すること。ただし、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦により当該火薬類が

ること。

六 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床は、地盤面より三十センチメートル以上の高さとし、かつ、床下には火薬庫の大きさに応じ三個以上の通気孔を設け、金網張りとし、かつ、幅二十センチメートル以上の通気孔には、約五センチメートル間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこむこと。

七 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面は板張りとし、火薬庫の床面には鉄類を表わさないこと。

爆発し、又は発火するおそれがないときは、

この限りでない。

七の二 火薬庫の床面には、鉄類を表さないこと。

八 火薬庫の換気孔は、火薬庫内の温度及び湿度の変化を少なくするように適切に設置するとともに、盗難を防止するための措置を講ずること。

九 火薬庫に暖房設備を設ける場合にあつては、暖房設備により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講ずるとともに、暖房設備を燃焼しやすい物と隔離すること。

〔新設〕

八 換気孔は、金網張りとし、火薬庫の大きさに応じ天井に一個以上を設け、かつ、天井裏から外部に通ずるように両つまに各一個以上を設けること。

九 火薬庫に暖房の設備を設けるときは、温水以外のものを使用しないこと。

十 火薬庫内に照明設備を設ける場合にあつては、照明設備により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講ずること。

十一 火薬庫の屋根の外面には、火薬類の爆発の際軽量の飛散物となる不燃性物質を使用し、盗難及び火災を防止するための措置を講ずるとともに、小屋組を設ける場合にあつては、火薬類の爆発の際軽量の飛散物となる建築材料を使用すること。

十二 火薬庫には、第三十条に規定する避雷装置を設けること。

十 火薬庫内に照明設備を設ける場合には、防爆式の電灯を用い、配線は、金属線ぴ工事、金属管工事、がい装ケーブルを使用するケーブル工事等によるものとし、自動遮断器または開閉器は、火薬庫外に設けること。

十一 小屋組は木造とし、屋根の外面は、金属板、スレート板、瓦等の不燃性物質を使用し、盗難および火災を防ぎ得る構造とすること。

十二 火薬庫には、避雷装置を設けること。

十三 火薬庫の周囲は、第三十一条に規定する土堤で囲むこと。

十四 火薬庫の付近には、防火のための措置及び消火の活動のために必要な措置を講ずるとともに、警戒札その他の警戒設備を設けること。

十五・十六 「略」

（地上覆土式一級火薬庫の位置、構造及び設備）

第二十四条の二 地上に設置する覆土式一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、前条第一号、第六号から第十号まで、第十二号、第

十三 火薬庫の周囲は、土堤で囲むこと。

十四 火薬庫には、その境界に沿い幅二メートル以上の防火のための空地を設け、附近には貯水槽を備え、警戒札を建てる等の防火設備および警戒設備を設けること。

十五・十六 「略」

（地上覆土式一級火薬庫の位置、構造および設備）

第二十四条の二 地上に設置する覆土式一級火薬庫は、その位置、構造および設備について、前条第一号、第四号、第七号、第九号、第十二号

十四号及び第十六号並びに次条第四号及び第七号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 「略」

二 火薬庫の基礎は、堅ろう高位とし、外部構造と内部構造との空間は、湿気の滞留を避け、排水を完全にすること。

三 削除

、第十四号および第十六号ならびに次条第七号および第八号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 「略」

二 火薬庫の基礎は、堅ろう高位とし、外部構造と内部構造との空間には、湿気の滞りゆうを避け、排水を完全にすること。

三 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床は、地盤面より三十センチメートル以上の高さとし、床下または天井等には、火薬庫の構造に応じ適当な個数の通気孔または換気孔を設け、かつ、幅二十センチメートル以上の通気孔または換気孔には、約五センチメートル

四 火薬庫の覆土（その入口に面する部分を除く。）は、四十五度より急でない勾配とし、外部構造の覆土の厚さは、三メートル以上とすること。

五 火薬庫の覆土は、石塊を含まないものとし、その表面には、できるだけ覆土の崩壊を防止するための措置を講ずること。

（地中式一級火薬庫の位置、構造及び設備）

第二十五条 地中に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第六

ル間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこむこと。

四 火薬庫の覆土（その入口に面する部分を除く。）は、四十五度より急でないこう配とし、外部構造の覆土の厚さは、三メートル以上とすること。

五 火薬庫の覆土は、石塊を含まないものとし、その表面は、できるだけ芝草類で被覆をすること。

（地中式一級火薬庫の位置、構造及び設備）

第二十五条 地中に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第七

号から第七号の二まで、第十号及び第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の位置は、堅ろうな地盤で、かつ、火薬類の爆発の際付近の坑内施設、坑内従業者等に危害を及ぼさない場所を選定すること。

二 「略」

三 建物の外壁と岩壁との間の空間は、湿気の滞留を避け、排水を完全にすること。

四 六 「略」

七 火薬庫の入口又は火薬庫に通ずるトンネルの入口前方五メートル以内に第三十一条に規

号及び第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の位置は、堅ろうな地盤で、かつ、爆発の際付近の坑内施設、坑内従業者等に危害を及ぼさない場所を選定すること。

二 「略」

三 建物の外壁と岩壁との間の空間には、湿気の滞りゆうを避け、排水を完全にすること。

四 六 「略」

七 火薬庫の入口または火薬庫に通ずるトンネルの入口前方五メートル以内に土堤を設ける

定する土堤を設けることその他の火薬類の爆発の際直接の衝動波が突出するおそれがないようにするための措置を講ずること。

「削る」

（地下式一級火薬庫の位置、構造及び設備）

第二十五条の二 地下に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第六号から第七号の二まで、第十号及び第十六

等爆発の際直接の衝動波が突出する虞がないように措置を講ずること。

八 火薬庫内を照明する設備を設ける場合には

防爆式の電灯とし、配線は、金属線び工事、金属管工事、がい装ケーブルを使用するケーブル工事等によるものとし、自動遮断器または開閉器は、火薬庫外に設けること。

（地下式一級火薬庫の位置、構造及び設備）

第二十五条の二 地下に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第七号及び第十六号並びに第二十五条第四号及

号並びに前条第四号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の位置は、堅ろうな地盤で、かつ、火薬類の爆発の際付近の地下の施設、その施設内における従業者等に危害を及ぼさない場所を選定すること。

二 「略」

三 火薬庫の外部構造と内部構造との間の空間は、湿気の滞留を避け、排水を完全にすること。

四 「略」

五 火薬庫に通ずる搬出入用トンネルは、放爆用トンネルを介して火薬庫に通ずる位置に設

び第八号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の位置は、堅ろうな地盤で、かつ、爆発の際付近の地下の施設、その施設内における従業者等に危害を及ぼさない場所を選定すること。

二 「略」

三 火薬庫の外部構造と内部構造との間の空間には、湿気の滞留を避け、排水を完全にすること。

四 「略」

五 火薬庫に通ずる搬出入用トンネルは、放爆用トンネルを介して火薬庫に通ずる位置に設

置し、かつ、火薬類の爆発の際衝動波が流入しないための措置を講ずること。

六 「略」

七 第四号の放爆用トンネルは、次のイからニまでに定めるところによること。

イ 「略」

ロ 放爆用トンネルの地上の開口部は、雨水の浸入及び火災を防止するために、火薬類の爆発の際軽量の飛散物となる不燃性物質で覆うこと。

ハ 放爆用トンネルの地上の開口部上面には、盗難を防止するための措置を講ずること。

置し、かつ、爆発の際衝動波が流入しないための措置を講ずること。

六 「略」

七 第四号の放爆用トンネルは、次のイからニまでに定めるところによること。

イ 「略」

ロ 放爆用トンネルの地上の開口部は、雨水の浸入及び火災を防止するために、爆発の際軽量の飛散物となるスレート板その他これに類する不燃性物質で覆うこと。

ハ 放爆用トンネルの地上の開口部上面には、盗難防止のため金網を張ること。

二 「略」

八・九 「略」

十 火薬庫の土かぶりの土は、石塊を含まないこと。また、火薬庫の土かぶりの土には、火薬庫に付随する設備を含まないものとする。と。

十一 「略」

（二級火薬庫の位置、構造及び設備）

第二十六条 地上に設置する二級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、第七号の二、第九号から第十一号まで及び第十四号から第十六

二 「略」

八・九 「略」

十 土かぶりの土は、石塊を含まないこと。また、土かぶりの土には、火薬庫に付随する設備を含まないものとする。

十一 「略」

（二級火薬庫の位置、構造及び設備）

第二十六条 地上に設置する二級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までの規定のほか、

号までの規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の構造は、平家建とし、鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造又はこれらと同等程度に盗難及び火災を防止するための措置を講じたものとする。

〔削る〕

二 火薬庫には、できるだけ第三十条に規定する避雷装置を設けること。

次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の構造は、平家建とし、鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得る構造とすること。

一の二 小屋組みは木造又は爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用した造りとし、屋根の外表面は、金属板、スレート板又はかわら等の不燃性物質を使用し、盗難及び火災を防ぎ得る構造とすること。

二 火薬庫には、できるだけ避雷装置を設けること。

三 火薬庫の周囲は、できるだけ第三十一条に規定する土堤で囲むこと。

四 「略」

2 地中に設置する二級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第七号、第七号の二、第十号及び第十六号並びに第二十五条第六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の構造は、盗難を防止するための措置を講じたものとする。

二 丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘って設けた場合には、内側をコンクリートとし、又は木造の一重張りとする。

三 火薬庫の周囲は、できるだけ土堤で囲むこと。

四 「略」

2 地中に設置する二級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第七号及び第十六号並びに前条第六号及び第八号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 構造は、盗難を防ぎ得るものとする。

二 丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘って設けた場合には、内側をコンクリートとし、又は木造の一重張りとする。

(三級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十七条 地上に設置する三級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第四号から第十一号まで、第十五号及び第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

- 一 火薬庫の壁（前面の壁を除く。）は、厚さ二十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ三十センチメートル以上の補強コンクリートブロック造とし、前面の壁は、厚さ十センチメートル以下の無筋コンクリート造とすること。

(三級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十七条 地上に設置する三級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第四号から第十号まで、第十五号及び第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

- 一 火薬庫の壁（前面の壁を除く。）は、厚さ二十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ三十センチメートル以上の補強コンクリートブロック造とし、前面の壁は、厚さ十センチメートル以下の無筋コンクリート造とすること。

二 削除

三 火薬又は爆薬と火工品（実包、空包、コンクリート破砕器、導爆線、電気導火線及び導火線を除く。）とを同時に貯蔵する場合にあつては、床の下を基礎と一体をなす厚さ十センチメートル以上のコンクリート打ちとし、かつ、厚さ三十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ四十センチメートル以上の補強コンクリートブロック造の隔壁を床の下にコンクリート及び基礎と一体となるように設

二 小屋組みは木造とし、屋根は鉄網セメント

モルタル仕上げ等耐火性であつて爆発の際輕量の飛散物となるような建築材料を使用し、かつ、盗難を防ぎ得る構造とすること。

三 火薬又は爆薬と火工品（実包、空包、コンクリート破砕器、導爆線、電気導火線及び導火線を除く。）とを同時に貯蔵する場合には、床の下を基礎と一体をなす厚さ十センチメートル以上のコンクリート打ちとし、かつ、厚さ三十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ四十センチメートル以上の補強コンクリートブロック造の隔壁を床の下にコンクリート及び基礎と一体となるように設

うに設けること。

四 火薬庫の入口は、付近の保安物件に対し、危険のおそれがない側に設け、かつ、火薬庫の付近には、消火の活動のために必要な措置を講ずること。

五 火薬庫の周囲は、第三十一条に規定する土堤又は第三十一条の二に規定する簡易土堤で囲むこと。

2 地中に設置する三級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第六号から第七号の二まで及び第十六号、第二十五条第一号から第四号まで及び第七号並びに前項第三号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければな

けること。

四 入口は、附近の保安物件に対し、危険の虞のない側に設け、かつ、火薬庫の外側に注水し得る設備を設けること。

五 火薬庫の周囲は、土堤又は簡易土堤で囲むこと。

2 地中に設置する三級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第七号及び第十六号、第二十五条第一号から第四号まで及び第七号並びに前項第三号の規定のほか、左の各号の規定を守らなければならない。

らない。

- 一 火薬庫の地盤の厚さは、六十センチメートル以上とすること。

二 「略」

(水蓄火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十七条の二 ピット式の水蓄火薬庫は、その位置、構造及び設備について、次の各号の規定を守らなければならない。

- 一 火薬庫の壁及び底面は、厚さ十五センチメートル以上の鉄筋コンクリート造とし、堅固で、かつ、水が漏れるおそれがないこと。

- 二 火薬庫の屋根には、盗難及び火災を防止す

- 一 地盤の厚さは、六十センチメートル以上とすること。

二 「略」

(水蓄火薬庫の位置、構造および設備)

第二十七条の二 ピット式の水蓄火薬庫は、その位置、構造および設備について、次の各号の規定を守らなければならない。

- 一 火薬庫の壁および底面は、厚さ十五センチメートル以上の鉄筋コンクリート造とし、堅固で、かつ、水がもれるおそれのないこと。

- 二 火薬庫の屋根は、鉄網セメントモルタル仕

るための措置を講ずること。

三 火薬庫には、水位計及び自動給水装置を設置すること。

四 火薬庫には、水があふれ出ることにより火薬類が流失することを防止するための措置を講ずること。

第二十七条の三 横穴式の水蓄火薬庫は、その位置、構造及び設備について、前条第三号及び第四号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の内面は、堅固で、かつ、水が漏れ

上げ等耐火性であつて盗難を防ぎ得る構造とすること。

三 火薬庫には、水位計および自動給水装置を設置すること。

四 火薬庫には、あふれ出る水の流出口を設け、流出口に沈でんそうを設置する等火薬類を流失させない措置を講ずること。

第二十七条の三 横穴式の水蓄火薬庫は、その位置、構造および設備について、前条第三号および第四号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の内面は、堅固で、かつ、水がもれ

るおそれがないこと。

二 火薬庫の前面の擁壁は、鉄筋コンクリート造とし、水圧に耐える堅固な構造とすること。

三 火薬庫の前面の擁壁に出入口を設けるときは、水が漏れるおそれがない措置を講ずること。

四 火薬庫の出入口には、盗難を防止するための措置を講ずること。

（実包火薬庫の位置、構造及び設備）

第二十七条の四 実包火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号、第二号

るおそれのないこと。

二 火薬庫の前面のよう壁は、鉄筋コンクリート造とし、水圧に耐える堅固な構造とすること。

三 よう壁に出入り口を設けるときは、水が漏れるおそれのない措置を講ずること。

四 出入り口には、盗難防止の措置を講ずること。

（実包火薬庫の位置、構造及び設備）

第二十七条の四 実包火薬庫は、その位置、構造および設備について、第二十四条第一号、第二

、第四号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあつては厚さ二十センチメートル以上、煉瓦造、コンクリートブロック造又は石造の部分にあつては三十センチメートル以上とすること。

二 「略」

「削る」

2 最大貯蔵量十万個以下の実包火薬庫であつて、次の各号のいずれにも適合するものについて

号、第四号から第十号まで、第十二号、第十四号および第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあつては厚さ二十センチメートル以上、煉瓦造、コンクリートブロック造または石造の部分にあつては三十センチメートル以上とすること。

二 「略」

三 火薬庫の外部には、できるだけ夜間点灯すること。

2 最大貯蔵量十万個以下の実包火薬庫であつて、次の各号のいずれにも適合するものについて

は、その位置、構造及び設備について、第二十三
条及び前項の規定にかかわらず、第二十四条
第一号、第二号、第四号、第六号から第十号ま
で及び第十六号の規定を守らなければならな
い。

一 「略」

二 火薬庫には、窓が設けられていないこと。

三・四 「略」

（煙火火薬庫の位置、構造及び設備）

第二十八条 煙火火薬庫は、その位置、構造及び
設備について、第二十四条第一号、第四号、第
六号から第十二号まで及び第十四号の規定のほ

は、その位置、構造及び設備について、第二十
三条及び前項の規定にかかわらず、第二十四条
第一号、第二号、第四号、第六号から第十号ま
で及び第十六号並びに前項第三号の規定を守ら
なければならない。

一 「略」

二 窓が設けられていないこと。

三・四 「略」

（煙火火薬庫の位置、構造及び設備）

第二十八条 煙火火薬庫は、その位置、構造及び
設備について、第二十四条第一号、第七号から
第十二号まで及び第十四号の規定のほか、次の

か、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の構造は、平家建とし、鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造とし、基礎は堅ろう高位とし、かつ、排水に留意すること。

「削る」

二 火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあつては厚さ十センチメートル以上、補強コンクリートブロック造の部分にあつては十

各号の規定を守らなければならない。

一 構造は、平家建とし、鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造とし、基礎は堅ろう高位とし、かつ、排水に留意すること。

一の二 入口の扉は、二重扉とし、外扉は耐火扉で厚さ三ミリメートル以上の鉄板とし、かつ、適当に補強し、内扉と外扉にはそれぞれ錠を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。

二 火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあつては厚さ十センチメートル以上、補強コンクリートブロック造の部分にあつては二

九センチメートル以上とすること。

三 削除

四 火薬庫の周囲は、最大貯蔵量が二トンを超える場合にあつては第三十一条に規定する土堤又は第三十一条の二に規定する簡易土堤で、最大貯蔵量が二トン以下の場合にあつては第三十一条に規定する土堤、第三十一条の二に規定する簡易土堤又は第三十一条の三に規定する防爆壁で囲むこと。

十センチメートル以上とすること。

三 火薬庫の床下には、火薬庫の大きさに応じ二個以上の通気孔を設け、金網張りとし、かつ、幅二十センチメートル以上の通気孔には約五センチメートル間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこむこと。

四 火薬庫の周囲は、最大貯蔵量が二トンを超える場合にあつては土堤又は簡易土堤で、最大貯蔵量が二トン以下の場合にあつては土堤、簡易土堤又は防爆壁で囲むこと。

（がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の位置、構造及び設備）

第二十九条 がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の構造は、できるだけ平家建とし、鉄網モルタル塗、漆喰塗等の防火の措置を講ずること。

二 がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の入口の扉には、盗難を防止するための措置を講ずること。

（がん具煙火貯蔵庫および導火線庫の位置、構造および設備）

第二十九条 がん具煙火貯蔵庫または導火線庫は、その位置、構造および設備について、第二十四条第一号の規定のほか、左の各号の規定を守らなければならない。

一 構造は、できるだけ平家建とし、鉄網モルタル塗、漆喰塗等の防火の措置を講ずること。

二 入口の扉には、錠を施す等盗難を防ぎ得るような措置を講ずること。

(土堤)

第三十一条 土堤を設ける場合にあっては、次の各号の規定によらなければならない。

一 土堤は、その内面の堤脚から火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁まで一メートル以上の距離においてできるだけ接近して構築すること。

二 土堤に切通の出入口を設けた場合には、平面図において火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁から外方に引いた全ての直線が必ず土堤の頂上の線と交差するような構造とすること。

(土堤)

第三十一条 火薬庫の周囲に土堤を設ける場合には、左の各号の規定を守らなければならない。

一 土堤は、その内面の堤脚から火薬庫の外壁まで一メートル以上の距離においてできるだけ接近して構築すること。

二 土堤に切通の出入口を設けた場合には、平面図において火薬庫の本屋から外方に引いたすべての直線が必ず土堤の頂上の線と交差するような構造とすること。

三 土堤にトンネルを掘つて出入口とする場合に
あつては、平面図において火薬庫、爆発の
危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の
外壁からトンネルの方に引いた全ての直線が
必ずトンネルの壁の線と交差するような構造
とすること。

四 土堤の勾配は、四十五度より急でない勾配
とすること。ただし、最大貯蔵量爆薬六百キ
ログラム以下の火薬庫であつて、土堤の内面
を鉄筋コンクリートで補強する場合にあつて
は、当該部分については、七十五度より急で
ない勾配とすることができる。

三 土堤にトンネルを掘つて出入口とする場合
には、平面図において火薬庫の外壁からトン
ネルの方に引いたすべての直線が必ずトンネ
ルの壁の線と交さるような構造とすること。

四 土堤は、四十五度（最大貯蔵量爆薬六百キ
ログラム以下の火薬庫であつて、土堤の内面
を鉄筋コンクリートで補強する場合には、当
該部分については、七十五度）より急でない
勾配とし、高さは煙火火薬庫にあつては軒
までの高さ（一・五メートル未満の場合は、
一・五メートル）、その他の火薬庫にあつて

四の二 土堤の高さは、次のイ又はロに掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定めるところによること。

イ 煙火火薬庫又は煙火等の製造所の爆発の危険のある工室若しくは火薬類一時置場（以下「煙火火薬庫等」という。） 軒の高さ（当該高さが一・五メートル未満の場合にあつては、一・五メートル）以上

ロ 煙火火薬庫等以外の火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場 屋頂の高

は屋頂の高さ（一・五メートル未満の場合は、一・五メートル）以上とし、頂部の厚さは一メートル以上とすること。

〔新設〕

さ(当該高さが一・五メートル未満の場合

にあつては、一・五メートル)以上

四の三 土堤の頂部の厚さは、一メートル以上
とすること。

五 土堤の堤脚をやむを得ず土留とするときは、土堤の高さの三分の一以下とし、最大貯蔵量爆薬一トン以上の場合にあつては、内面の土留は、火薬類の爆発の際軽量の飛散物となるものを使用すること。ただし、煙火火薬庫等に土堤を設ける場合における材料については、この限りでない。

六 火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場が二以上隣接し、中間の土堤を兼用

〔新設〕

五 土堤の堤脚をやむを得ず土留とするときは、土堤の高さの三分の一以下とし、最大貯蔵量爆薬一トン以上の場合には、内面の土留は、爆発の際軽量の飛散物となるものを使用すること。ただし、煙火火薬庫に土堤を設ける場合における材料については、この限りでない。

六 火薬庫が二以上隣接し、中間の土堤を兼用するときは、その土堤に通路を設けないこ

するときは、その土堤に通路を設けないこと。

七 土堤の堤面には、できるだけ土堤の崩壊を防止するための措置を講ずること。

（簡易土堤）

第三十一条の二 簡易土堤を設ける場合にあっては、前条第一号から第三号まで及び第六号の規定のほか、次の各号の規定によらなければならない。

一 簡易土堤は、七十五度より急でない勾配とすること。

と。

七 土堤の堤面は、できるだけ芝草類又はセメントモルタルで被覆をすること。

（簡易土堤）

第三十一条の二 火薬庫の周囲に簡易土堤を設ける場合には、前条第一号から第三号までおよび第六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 簡易土堤は、七十五度より急でないこう配とし、高さは、三級火薬庫にあつては屋頂の高さ（一・五メートル未満の場合は、一・五

一の二 簡易土堤の高さは、次のイ又はロに掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定めるところによること。

イ 三級火薬庫 屋頂の高さ（当該高さが一・五メートル未満の場合にあつては、一・五メートル）以上

ロ 煙火火薬庫等 軒の高さ（当該高さが一・五メートル未満の場合にあつては、一・五メートル）以上

メートル）、煙火火薬庫にあつては軒までの高さ（一・五メートル未満の場合は、一・五メートル）以上とし、頂部の厚さは六十センチメートル以上とすること。

〔新設〕

一の三 簡易土堤の頂部の厚さは、六十センチ

メートル以上とすること。

二 簡易土堤は、十分な強度を有する側壁板及び支柱を用いて堅固に土留めし、火薬類の爆発の際軽量の飛散物となるものを使用すること。

三 簡易土堤の頂部は、木板等で覆い、できるだけ雨水の浸入を防止するための措置を講ずること。

(防爆壁)

第三十一条の三 防爆壁は、位置、構造、材質等について経済産業大臣が告示で定める基準に従

〔新設〕

二 充分な強度を有する側壁板および支柱を用いて堅固に土留めし、爆発の際軽量の飛散物となるものを使用すること。

三 頂部は、板等でおおい、できるだけ雨水の浸入のないような構造とすること。

(防爆壁)

第三十一条の三 防爆壁は、位置、構造、材質等について経済産業大臣が告示で定める基準に従

つて設置しなければならない。

（危険のおそれがない場合の特則）

第三十二条 第二十条、第二十一条及び第二十三条から前条までに規定する基準については、経済産業大臣が天然又は人造の掩体の状態、土地又は設備の状況、貯蔵火薬類の種類又は数量その他の関係により危険のおそれがないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもつて基準とする。

（火薬類取扱所）

第五十二条 「略」

つて設置しなければならない。

（危険の虞のない場合の特則）

第三十二条 第二十条、第二十一条および第二十三条から前条までに規定する基準については、経済産業大臣が天然または人造の掩体の状態、土地または設備の状況、貯蔵火薬類の種類または数量その他の関係により危険の虞がないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもつて基準とする。

（火薬類取扱所）

第五十二条 「略」

2 「略」

3 第一項の火薬類取扱所は、次の各号の規定によらなければならない。

一 三 「略」

三の二 火薬類取扱所の建物の内面には、取り扱う火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料を使用し、床面にはできるだけ鉄類を表さないこと。

四 十三 「略」

4 「略」

第六十七条 火薬類（不発弾等を除く。以下この

2 「略」

3 第一項の火薬類取扱所は、次の各号の規定によらなければならない。

一 三 「略」

三の二 火薬類取扱所の建物の内面には、取り扱う火薬類の落下、衝突等による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料を使用し、床面にはできるだけ鉄類を表さないこと。

四 十三 「略」

4 「略」

第六十七条 火薬類（不発弾等を除く。）の廃棄

項及び次項において同じ。）の廃棄は、廃棄しようとする火薬類の性状に応じて、廃棄作業を行う者及び周辺への危害が発生するおそれがない方法により行わなければならない。

2 火薬類の爆発処理又は燃焼処理をする場合にあっては、第五十一条第一号から第七号まで、第九号から第十一号まで、第五十三条の四第二号、第四号及び第五号並びに第五十四条第一号から第八号までのほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 六 「略」

3・4 「略」

5 不発弾等を爆発処理又は燃焼処理する場合に

は、廃棄しようとする火薬類の性状に応じて、廃棄作業を行う者及び周辺への危害が発生するおそれのない方法により行わなければならない。

2 前項の爆発処理又は燃焼処理をする場合には、第五十一条第一号から第七号まで、第九号から第十一号まで、第五十三条の四第二号、第四号及び第五号並びに第五十四条第一号から第八号までのほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 六 「略」

3・4 「略」

5 不発弾等を爆発処理又は燃焼処理する場合に

あつては、第五十一条第一号から第三号まで、第四号から第七号まで、第九号及び第十号並びに第五十四条第一号から第八号までのほか、次の各号の規定を守らなければならない。ただし、不発弾等の解撤により生じる火薬類であつて不発弾等の外殻から分離されたものを爆発処理又は燃焼処理するときは、第一項及び第二項の規定によることができる。

一〇三 「略」

四 燃焼処理するときは、火炎や飛散物が外部へ放出されることのない構造であり、かつ、少量ずつ燃焼する装置並びに内圧及び温度を監視する装置を設けた燃焼炉を用いること。

は、第五十一条第一号から第三号まで、第四号から第七号まで、第九号及び第十号並びに第五十四条第一号から第八号までのほか、次の各号の規定を守らなければならない。ただし、不発弾等の解撤により生じる火薬類であつて不発弾等の外殻から分離されたものを爆発処理又は燃焼処理するときは、第一項第一号及び第二項の規定によることができる。

一〇三 「略」

四 燃焼処理するときは、火焰や飛散物が外部へ放出されることのない構造であり、かつ、少量ずつ燃焼する装置並びに内圧及び温度を監視する装置を設けた燃焼炉を用いること。

五
〔略〕

6・7
〔略〕

別表第二 (第四十四条第二項関係)

検査項目	完成検査の方法
1 〔略〕	1 〔略〕
2 地上式一級火薬庫の基準	
一〇四 〔略〕	一〇四 〔略〕
五 第二十四条第 五号の火薬庫の 窓	五 火薬庫の窓の設置 の状況並びに直射日 光により火薬類が変 質し、又は爆発し、

五
〔略〕

6・7
〔略〕

別表第二 (第四十四条第二項関係)

検査項目	完成検査の方法
1 〔略〕	1 〔略〕
2 地上式一級火薬庫の基準	
一〇四 〔略〕	一〇四 〔略〕
五 第二十四条第 五号の火薬庫の 窓	五 火薬庫の窓の設置 の状況を、目視及び 図面により検査し、 及び当該窓に係る主

六 第二十四条第 六号の地盤面か らの湿気を防止 するための措置	
六 火薬庫の床につい て、地盤面からの湿 気を防止するための 措置の状況を、目視	若しくは発火するこ とを防止するための 措置並びに盗難及び 火災を防止するため の措置の状況を、目 視、図面又は巻尺そ の他の測定器具を用 いた測定により検査 する。
六 第二十四条第 六号の搬出入装 置を有する火薬 庫以外の火薬庫	
六 搬出入装置を有す る火薬庫以外の火薬 庫の通気孔の設置の 状況を、目視及び図	要な寸法を、巻尺そ の他の測定器具を用 いた測定により検査 する。

七 第二十四条第 七号の火薬庫の 内面	
七 火薬庫の内面につ いて、火薬類の落下 、衝突その他これら に類する事象による	、図面又は巻尺その 他の測定器具を用い た測定により検査す る。ただし、火薬類 が湿気により変質す るおそれがないこと については、目視、 図面又は記録により 検査する。
七 第二十四条第 七号の搬出入装 置を有する火薬 庫以外の火薬庫	の床及び通気孔
七 搬出入装置を有す る火薬庫以外の火薬 庫の内面の材質及び 床面の状況を、目視	面により検査し、並 びに床の高さ及び当 該通気孔に係る主要 な寸法を、巻尺その 他の測定器具を用い た測定により検査す る。

衝撃又は摩擦を緩和
する建築材料を使用
していることを、目
視又は図面により検
査する。ただし、火
薬類の落下、衝突そ
の他これらに類する
事象による衝撃又は
摩擦により当該火薬
類が爆発し、又は発
火するおそれがない
ことについては、目
視、図面又は記録に

の内面

及び図面により検査
する。

より検査する。	七の二 火薬庫の床面	の材料を、目視又は	図面により検査す	る。	八 火薬庫の換気孔の	設置の状況及び盗難	を防止するための措	置の状況を、目視又	は図面により検査す	る。	九 火薬庫の暖房設備	により火薬類が爆発

暖房設備	十 第二十四条第 十号の火薬庫の 照明設備	し、又は発火するこ とを防止するための 措置の状況及び暖房 設備の燃焼しやすい 物との隔離の状況を 、目視又は図面によ り検査する。 十 火薬庫の照明設備 により火薬類が爆発 し、又は発火するこ とを防止するための 措置の状況を、目視 又は図面により検査
暖房装置	十 第二十四条第 十号の火薬庫の 照明設備	検査する。 十 照明設備の防爆構 造、配線方法及び自 動遮断器又は開閉器 の位置を、目視によ り検査する。

十一 第二十四条 第十一号の火薬 庫の屋根及び小 屋組	十一 火薬庫の屋根の 外面及び小屋組の材 質並びに盗難及び火 災を防止するための 措置の状況を、目視 又は図面により検査 する。	十二・十三 「略」	十四 第二十四条 第十四号の防火 のための措置及
十一 第二十四条 第十一号の火薬 庫の小屋組及び 屋根	十一 火薬庫の小屋組 及び屋根の外面の材 質並びに盗難及び火 災を防ぐ構造を、目 視及び図面により検 査する。	十二・十三 「略」	十四 第二十四条 第十四号の防火 設備及び警戒設
		十二・十三 「略」	十四 防火設備及び警 戒設備の設置の状況 を、目視及び図面に

3 地上覆土式一級 火薬庫の基準	十六 〔略〕	十六 〔略〕	十六 〔略〕
3 地上覆土式一級 火薬庫の基準	十六 〔略〕	十六 〔略〕	十六 〔略〕
3 地上覆土式一級 火薬庫の基準	十六 〔略〕	十六 〔略〕	十六 〔略〕
3 地上覆土式一級 火薬庫の基準	十六 〔略〕	十六 〔略〕	十六 〔略〕
3 地上覆土式一級 火薬庫の基準	十六 〔略〕	十六 〔略〕	十六 〔略〕
3 地上覆土式一級 火薬庫の基準	十六 〔略〕	十六 〔略〕	十六 〔略〕
3 地上覆土式一級 火薬庫の基準	十六 〔略〕	十六 〔略〕	十六 〔略〕
3 地上覆土式一級 火薬庫の基準	十六 〔略〕	十六 〔略〕	十六 〔略〕
3 地上覆土式一級 火薬庫の基準	十六 〔略〕	十六 〔略〕	十六 〔略〕
3 地上覆土式一級 火薬庫の基準	十六 〔略〕	十六 〔略〕	十六 〔略〕
3 地上覆土式一級 火薬庫の基準	十六 〔略〕	十六 〔略〕	十六 〔略〕
3 地上覆土式一級 火薬庫の基準	十六 〔略〕	十六 〔略〕	十六 〔略〕
3 地上覆土式一級 火薬庫の基準	十六 〔略〕	十六 〔略〕	十六 〔略〕
3 地上覆土式一級 火薬庫の基準	十六 〔略〕	十六 〔略〕	十六 〔略〕
3 地上覆土式一級 火薬庫の基準	十六 〔略〕	十六 〔略〕	十六 〔略〕
3 地上覆土式一級 火薬庫の基準	十六 〔略〕	十六 〔略〕	十六 〔略〕

四 削除	二・三 〔略〕	一 第二十四条の二において準用する第二十四条第一号、第六号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十六号並びに次項第五号及び第七号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
四 削除	二・三 〔略〕	一 前項第一号、第六号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十六号並びに次項第五号及び第七号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
四 第二十四条の	二・三 〔略〕	一 第二十四条の二において準用する第二十四条第一号、第四号、第七号、第九号、第十二号、第十四号及び第十六号並びに次項第七号及び第八号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
四 搬出入装置を有す	二・三 〔略〕	一 前項第一号、第四号、第七号、第九号、第十二号、第十四号及び第十六号並びに次項第七号及び第八号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。

二 第 四 号 及 び 第	五 第 二 十 四 条 の
況 を、 目 視 及 び 図 面	五 火 薬 庫 の 覆 土 の 状
二 第 四 号 及 び 第	五 第 二 十 四 条 の 二 第 三 号 の 搬 出 入 装 置 を 有 す る 火 薬 庫 以 外 の 火 薬 庫 の 床、 通 気 孔 及 び 換 気 孔
況 を、 目 視 及 び 図 面	五 火 薬 庫 の 覆 土 の 状 る 火 薬 庫 以 外 の 火 薬 庫 の 通 気 孔 及 び 換 気 孔 の 設 置 の 状 況 を、 目 視 及 び 図 面 に よ り 検 査 し、 並 び に 床 の 高 さ 及 び 当 該 通 気 孔 並 び に 換 気 孔 に 係 る 主 要 な 寸 法 を、 巻 尺 そ の 他 の 測 定 器 具 を 用 い た 測 定 に よ り 検 査 す る。

五号の火薬庫の

覆土

により検査し、及び
当該覆土の勾配及び
厚さを、巻尺その他
の測定器具を用いた
測定により検査す
る。ただし、当該測
定において、既定の
勾配及び厚さを満た
していることが目視
又は図面により容易
に判定できる場合に
限り、目視又は図面
による検査に替える

五号の火薬庫の

覆土

により検査し、及び
当該覆土のこう配及
び厚さを、巻尺その
他の測定器具を用い
た測定により検査す
る。ただし、当該測
定において、既定の
こう配及び厚さを満
たしていることが目
視又は図面により容
易に判定できる場合
に限り、目視又は図
面による検査に替え

4 地中式一級火薬 庫の基準	一 第二十五条に おいて準用する 第二十四条第六 号から第七号の 二まで、第十号 及び第十六号に 掲げる検査項目 二〇七 「略」 「削る」	ことができる。	4 地中式一級火薬 庫の基準	一 第二十五条に おいて準用する 第二十四条第七 号及び第十六号 に掲げる検査項 目 二〇七 「略」 八 第二十五条第 八号の火薬庫の	ることができる。
一 第二項第六号から 第七号の二まで、第 十号及び第十六号に 掲げる完成検査の方 法により検査を行 う。	二〇七 「略」 「削る」		一 第二項第七号及び 第十六号に掲げる完 成検査の方法により 検査を行う。	二〇七 「略」 八 照明設備の防爆構 造、配線方法及び自	

5	地下式一級火薬庫の基準	一 第二十五条の二において準用する第二十四条第六号から第七号の二まで、第十号及び第十六号並びに第二十号並びに第二十五条第四号に掲
---	-------------	--

		一 第二項第六号から第七号の二まで、第十号及び第十六号並びに第四項第五号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
--	--	--

5	地下式一級火薬庫の基準	一 第二十五条の二において準用する第二十四条第七号及び第十六号並びに第二十五号及び第二十六号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
---	-------------	--

照明設備	動遮断器又は開閉器の位置を、目視により検査する。	一 第二項第七号及び第十六号並びに第四項第五号及び第八号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
------	--------------------------	--

げる検査項目	二〇十 「略」	6 地上式二級火薬 庫の基準	一 第二十六条第一項において準用する第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、第七号の二、第九号から第十一号まで及び第十四号から
二〇十 「略」	一 第二項第一号、第四号、第五号、第七号、第七号の二、第九号から第十一号まで及び第十四号から第十六号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。	6 地上式二級火薬 庫の基準	一 第二十六条第一項において準用する第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までに掲げる
二〇十 「略」	一 第二項第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。	6 地上式二級火薬 庫の基準	一 第二十六条第一項において準用する第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までに掲げる

第十六号までに掲げる検査項目	二 第二十六条第一項第一号の火薬庫の構造		三及び四 削除	〔削る〕
検査項目	二 火薬庫の構造、材質並びに盗難及び火災を防止するための措置の状況を、目視及び図面により検査する。		三及び四 削除	〔削る〕
検査項目	二 第二十六条第一項第一号の火薬庫の構造		三 削除	四 第二十六条第一項第一号の二の火薬庫の小屋組及び屋根
	二 火薬庫の構造、材質並びに盗難及び火災を防ぐ措置の状況を、目視及び図面により検査する。		三 削除	四 火薬庫の小屋組及び屋根の外面の材質並びに盗難及び火災を防ぐ構造を、目視

五〇七 〔略〕	7 地中式二級火薬 庫の基準	一 第二十六条第 二項において準 用する第二十四 条第七号、第七 号の二、第十号 及び第十六号並 びに第二十五条 第六号に掲げる
五〇七 〔略〕		一 第二項第七号、第 七号の二、第十号及 び第十六号並びに第 四項第六号に掲げる 完成検査の方法によ り検査を行う。
五〇七 〔略〕	7 地中式二級火薬 庫の基準	一 第二十六条第 二項において準 用する第二十四 条第七号及び第 十六号並びに第 二十五条第六号 及び第八号に掲 げる検査項目
五〇七 〔略〕		及び図面により検査 する。 一 第二項第七号及び 第十六号並びに第四 項第六号及び第八号 に掲げる完成検査の 方法により検査を行 う。

検査項目	
二 第二十六条第 二項第一号の火 薬庫の構造	二 火薬庫に講ずる盗 難を防止するための 措置の状況を、目視 及び図面により検査 する。
三 第二十六条第 二項第二号の穴 を掘って設けら れた火薬庫	三 丘陵の斜面又はト ンネルの内側壁に穴 を掘って設けられた 火薬庫の材質を、目 視により検査する。
8 地上式三級火薬 庫の基準	
二 第二十六条第 二項第一号の火 薬庫の構造	二 火薬庫の盗難を防 ぐ構造を、目視及び 図面により検査す る。
三 第二十六条第 二項第二号の穴 を掘って設けら れた火薬庫	三 丘陵の斜面又はト ンネルの内側壁に穴 を掘って設けられた 火薬庫の材質を、目 視により検査する。
8 地上式三級火薬 庫の基準	

一 第二十七条第一	一項において準	用する第二十四	条第四号から第	十一号まで、第	十五号及び第十	六号に掲げる検	査項目	二 「略」	三 削除
一 第二項第四号から	第十一号まで、第十	五号及び第十六号に	掲げる完成検査の方	法により検査を行	う。			二 「略」	三 削除
一 第二十七条第一	一項において準	用する第二十四	条第四号から第	十号まで、第十	五号及び第十六	号に掲げる検査	項目	二 「略」	三 第二十七条第
一 第二項第四号から	第十号まで、第十五	号及び第十六号に掲	げる完成検査の方法	により検査を行う。				二 「略」	三 火薬庫の小屋組及
び屋根	薬庫の小屋組及	一項第二号の火							
目視及び図面により	盗難を防ぐ構造を、	び屋根の材質並びに							

四 〔略〕	五 第二十七条第 一項第四号の火 薬庫の入口	六 〔略〕	9 地中式三級火薬 庫の基準	一 第二十七条第 二項において準 用する第二十四
四 〔略〕	五 火薬庫の入口及び 消火の活動のために 必要な措置の状況を 、目視又は図面によ り検査する。	六 〔略〕	一 第二項第六号から 第七号の二まで及び	第十六号、第四項第
四 〔略〕	五 第二十七条第 一項第四号の火 薬庫の入口	六 〔略〕	9 地中式三級火薬 庫の基準	一 第二十七条第 二項において準 用する第二十四
四 〔略〕	五 火薬庫の入口及び 注水設備の設置の状 況を、目視及び図面 により検査する。	六 〔略〕	一 第二項第七号及び 第十六号、第四項第	二号から第五号まで

条第六号から第	七号の二まで及	び第十六号、第	二十五条第一号	から第四号まで	及び第七号並び	に第二十七条第	一項第三号に掲	げる検査項目	二・三 「略」	10 水蓄火薬庫の基	準	一 第二十七条の
二号から第五号まで	及び第七号並びに前	項第四号に掲げる完	成検査の方法により	検査を行う。					二・三 「略」			一 火薬庫の壁及び底
条第七号及び第	十六号、第二十	五条第一号から	第四号まで及び	第七号並びに第	二十七条第一項	第三号に掲げる	検査項目		二・三 「略」	10 水蓄火薬庫の基	準	一 第二十七条の
及び第七号並びに前	項第四号に掲げる完	成検査の方法により	検査を行う。						二・三 「略」			一 火薬庫の壁及び底

二 第一号の火薬庫の壁及び底面	面の材質並びに火薬庫の壁及び底面が堅固で、かつ、水が漏れるおそれがないことを、目視及び図面により検査し、及び当該壁及び底面の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。	二 第二十七条の二 第二号の火薬庫の屋根
二 第一号の火薬庫の壁及び底面	面の材質並びに水もれを防ぐ措置の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該壁及び底面の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。	二 第二十七条の二 第二号の火薬庫の屋根
二 火薬庫の屋根の材質並びに火災及び盗難を防ぐ構造を、目	二 火薬庫の屋根に講ずる盗難及び火災を防止するための措置	

の状況を、目視又は 図面により検査す る。	三 「略」	四 第二十七条の 二第四号の火薬	類が流失するこ とを防止するた めの措置
	三 「略」	四 火薬類が流失する ことを防止するため	の措置の状況を、目 視又は図面により検 査する。
視及び図面により検 査する。	三 「略」	四 第二十七条の 二第四号の火薬	庫の流出口等
	三 「略」	四 火薬庫に設けられ ているあふれ出る水	の流出口及び当該流 出口に設置されてい る沈殿槽の設置の状 況並びに火薬類を流 失させない措置の状 況を、目視及び図面 により検査する。

11 横穴式水蓄火薬庫の基準	一 「略」	二 第二十七条の	三 第一号の火薬	庫の内面	三 第二十七条の	三 第二号の火薬	庫の前面の擁壁	四 第二十七条の
	一 「略」	二 火薬庫の内面が堅固で、かつ、水が漏れるおそれがないことを、目視及び図面により検査する。			三 火薬庫の前面の擁壁の材質及び構造を、目視により検査する。			四 火薬庫の前面の擁壁

11 横穴式水蓄火薬庫の基準	一 「略」	二 第二十七条の	三 第一号の火薬	庫の内面	三 第二十七条の	三 第二号の火薬	庫の前面のよう壁	四 第二十七条の
	一 「略」	二 火薬庫の内面の構造及び水もれを防ぐ措置の状況を、目視及び図面により検査する。			三 火薬庫の前面のよう壁の材質及び構造を、目視により検査する。			四 火薬庫の前面のよう壁

四 第 一 項 の 基 準	一 第 二 十 七 条 の	準	12 実 包 火 薬 庫 の 基	の 措 置	を 防 止 す る た め	庫 に 講 ず る 盗 難	三 第 四 号 の 火 薬	五 第 二 十 七 条 の	三 第 三 号 の 火 薬	庫 の 前 面 の 擁 壁	の 出 入 口		
				す る。	を、 目 視 に よ り 検 査	る た め の 措 置 の 状 況	講 ず る 盗 難 を 防 止 す	五 火 薬 庫 の 出 入 口 に	壁 に 設 け ら れ た 出 入	口 の 水 漏 れ を 防 ぐ 措	置 の 状 況 を、 目 視 に	より 検 査 す る。	
四 第 一 項 の 基 準	一 第 二 十 七 条 の	準	12 実 包 火 薬 庫 の 基	措 置		庫 の 盗 難 防 止 の	三 第 四 号 の 火 薬	五 第 二 十 七 条 の	三 第 三 号 の 火 薬	庫 の 前 面 の よ う	壁 の 出 入 口		
				査 す る。	況 を、 目 視 に よ り 検	盗 難 防 止 の 措 置 の 状	五 火 薬 庫 の 出 入 口 の	に よ り 検 査 す る。	置 の 状 況 を、 目 視	入 口 の 水 も れ を 防 ぐ	う 壁 に 設 け ら れ た 出		

イ ハ 「略」	「削る」	二 第二十七条の 四 第二項の基準	イ 第二十七条	の四 第二項に おいて準用す る第二十四条 第一号、第二
イ ハ 「略」	「削る」		イ 第二項第一号、 第二号、第四号、 第六号から第十号 まで及び第十六号 に掲げる完成検査	
イ ハ 「略」	二 第二十七条 の四 第一項第 三号の火薬庫 の外部の点灯 設備	二 第二十七条の 四 第二項の基準	イ 第二十七条	の四 第二項に おいて準用す る第二十四条 第一号、第二
イ ハ 「略」	二 火薬庫の外部の 点灯設備の有無を 目視により検査 する。		イ 第二項第一号、 第二号、第四号、 第六号から第十号 まで及び第十六号 並びに前号ニに掲	

号、第四号、	第六号から第	十号まで及び	第十六号に掲	げる検査項目	ロゝホ 「略」	13 煙火火薬庫の基	準	一 第二十八条に	において準用する
の方法により検査	を行う。				ロゝホ 「略」			一 第二項第一号、第	四号、第六号から第
号、第四号、	第六号から第	十号まで及び	第十六号並び	に第二十七条	の四第一項第	三号に掲げる	検査項目	ロゝホ 「略」	13 煙火火薬庫の基
げる完成検査の方	法により検査を行	う。						ロゝホ 「略」	準
								一 第二項第一号、第	七号から第十二号ま

第二十四条第一	号、第四号、第	六号から第十二	号まで及び第十	四号に掲げる検	査項目	二 「略」	三 削除
十二号まで及び第十	四号に掲げる完成検	査の方法により検査	を行う。			二 「略」	三 削除
第二十四条第一	号、第七号から	第十二号まで及	び第十四号に掲	げる検査項目		二 「略」	三 第二十八条第
で及び第十四号に掲	げる完成検査の方法	により検査を行う。				二 「略」	三 火薬庫の入口の扉
							の構造、材質及び盗
							難防止の措置の状況
							を、目視及び図面に
							より検査し、及び当
							該扉の厚さを、巻尺

六 〔略〕		五 削除	四 〔略〕
六 〔略〕		五 削除	四 〔略〕
六 〔略〕	通気孔	五 第二十八条第 三号の火薬庫の	四 〔略〕
六 〔略〕	する。	五 通気孔の設置の状 況を、目視及び図面 により検査し、及び 当該通気孔に係る主 要な寸法を、巻尺そ の他の測定器具を用 いた測定により検査 する。	四 〔略〕 その他の測定器具を 用いた測定により検 査する。

14	がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の基準	一	〔略〕	二	第二十九条第一号のがん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の構造	三	第二十九条第二号のがん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の入口の
----	-------------------	---	-----	---	----------------------------	---	-----------------------------

		一	〔略〕	二	がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の構造及び防火の措置を、目視又は図面により検査する。	三	がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の入口の扉に講ずる盗難を防止するための措置
--	--	---	-----	---	--	---	-------------------------------------

14	がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の基準	一	〔略〕	二	第二十九条第一号の貯蔵庫の構造	三	第二十九条第二号の貯蔵庫の入口の扉
----	-------------------	---	-----	---	-----------------	---	-------------------

		一	〔略〕	二	がん具煙火貯蔵庫の構造及び防火の措置を、目視及び図面により検査する。	三	がん具煙火貯蔵庫の入口の扉の盗難防止の措置の状況を、目視及び図面により
--	--	---	-----	---	------------------------------------	---	-------------------------------------

扉	15	〔略〕	16	土堤の基準	一 第三十一条第一号の土堤の内面の堤脚から火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁までの距離
の状況を、目視又は図面により検査する。	15	〔略〕	一 内面の堤脚から火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、	一 第三十一条第一号の土堤の内面の堤脚から火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁までの距離	一 第三十一条第一号の土堤の内面の堤脚から火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁までの距離
検査する。	15	〔略〕	16	土堤の基準	一 第三十一条第一号の土堤の内面の堤脚から火薬庫までの距離
〔略〕	15	一 内面の堤脚から火薬庫の外壁までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていること	一 第三十一条第一号の土堤の内面の堤脚から火薬庫までの距離	一 第三十一条第一号の土堤の内面の堤脚から火薬庫までの距離	一 第三十一条第一号の土堤の内面の堤脚から火薬庫までの距離

二 第三十一条第 二号の切通の出 入口を設けた土 堤の構造	
二 切通の出入口を通 して火薬庫、爆発の 危険のある工室又は 火薬類一時置場の本 屋の外壁を見ること ができない構造とな	当該測定において、 既定の距離を満たし ていることが目視に より容易に判定でき る場合に限り、目視 による検査に替える ことができる。
二 第三十一条第 二号の切通の出 入口を設けた土 堤の構造	
二 切通の出入口を通 して火薬庫の本屋を 見ることができない 構造となつているこ とを、目視により検 査する。	が目視により容易に 判定できる場合に限 り、目視による検査 に替えることができ る。

四 第三十一条第 四号の土堤の勾	三 第三十一条第 三号のトンネル の出入口を設け た土堤の構造
四 土堤の勾配を、巻 尺その他の測定器具	三 トンネルの出入口 を通して火薬庫、爆 発の危険のある工室 又は火薬類一時置場 の本屋の外壁を見る ことができない構造 となつてゐることを 、目視により検査す る。
四 第三十一条第 四号の土堤のこ	三 第三十一条第 三号のトンネル の出入口を設け た土堤の構造
四 土堤のこう配及び 高さを、巻尺その他	三 トンネルの出入口 を通して火薬庫の外 壁を見ることができ ない構造となつてい ることを、目視によ り検査する。

配

四の二 第三十一

条第四号の二の

を用いた測定により
検査する。ただし、
当該測定において、
既定の勾配を満たし
ていることが目視又
は図面により容易に
判定できる場合に限
り、目視又は図面に
よる検査に替えるこ
とができる。

四の二 土堤の高さを

卷尺その他の測定

う配及び高さ

〔新設〕

の測定器具を用いた
測定により検査す
る。ただし、当該測
定において、既定の
こう配及び高さを満
たしていることが目
視又は図面により容
易に判定できる場合
に限り、目視又は図
面による検査に替え
ることができる。

〔新設〕

土堤の高さ

四の三 第三十一

条第四号の三の

土堤の頂部の厚

器具を用いた測定に

より検査する。ただ

し、当該測定におい

て、既定の高さを満

たしていることが目

視又は図面により容

易に判定できる場合

に限り、目視又は図

面による検査に替え

ることができる。

四の三 土堤の頂部の

厚さを、巻尺その他

の測定器具を用いた

〔新設〕

〔新設〕

さ

五・六 「略」

七 第三十一条第

七号の土堤の堤

測定により検査す

る。ただし、当該測

定において、既定の

厚さを満たしている

ことが目視又は図面

により容易に判定で

きる場合に限り、目

視又は図面による検

査に替えることがで

きる。

五・六 「略」

七 土堤の崩壊を防止

するための措置の状

五・六 「略」

七 第三十一条第

七号の土堤の堤

五・六 「略」

七 土堤の堤面の被覆

の状況を目視により

面	17 簡易土堤の基準	一 〔略〕	二 第三十一条の 二 第一号の簡易 土堤の勾配	況を、目視により検 査する。	一 〔略〕	二 簡易土堤の勾配を 、巻尺その他の測定 器具を用いた測定に より検査する。ただ し、当該測定におい て、既定の勾配を満 たしていることが目 視又は図面により容 易に判定できる場合
面	17 簡易土堤の基準	一 〔略〕	二 第三十一条の 二 第一号の簡易 土堤のこう配及び 高さ	検査する。	一 〔略〕	二 簡易土堤のこう配 及び高さを、巻尺そ の他の測定器具を用 いた測定により検査 する。ただし、当該 測定において、既定 のこう配及び高さを 満たしていることが 目視又は図面により

に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。	二の二 第三十一	条の二 第一号の	二の簡易土堤の	高さ
容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。	〔新設〕	〔新設〕	二の二 簡易土堤の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さが目視又は図面により容易に判定できる	

二の三 第三十一
条の二第一号の
三の簡易土堤の
頂部の厚さ

場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

二の三 簡易土堤の頂部の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定

〔新設〕

〔新設〕

土堤の頂部	二第三号の簡易	三 第三十一条の	二第二号の簡易
により検査する。	造を、目視及び図面	、目視又は図面により検査する。	目視又は図面による 検査に替えることができる。
の頂部	二第三号の土堤	の土留	三 第三十一条の
り検査する。	の浸入を防ぐ構造を、目視及び図面により検査する。	視又は図面により検査する。	三 土堤の土留並びに 当該土留の側壁板及び支柱の材質を、目視又は図面により検査する。

18 [略]	別表第四（第四十四条の五第二項関係）	検査項目	1 [略]
18 [略]		保安検査の方法	1 [略]
		2 地上式一級火薬庫の基準	
		一、四 [略]	一、四 [略]
		五 第二十四条第	五 火薬庫の窓の維持
		五号の火薬庫の	管理状況を、目視、
		窓	図面又は巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査す

18 [略]	別表第四（第四十四条の五第二項関係）	検査項目	1 [略]
18 [略]		保安検査の方法	1 [略]
		2 地上式一級火薬庫の基準	
		一、四 [略]	一、四 [略]
		五 第二十四条第	五 火薬庫の窓の維持
		五号の火薬庫の	管理状況を、目視により検査する。
		窓	

六 第二十四条第 六号の地盤面か らの湿気を防止 するための措置 七 第二十四条第
る。 六 火薬庫の床につい て、地盤面からの湿 気を防止するための 措置の維持管理状況 を、目視により検査 する。ただし、火薬 類が湿気により変質 するおそれがないこ とについては、目視 、図面又は記録によ り検査する。 七 火薬庫の内面の維
六 第二十四条第 六号の搬出入装 置を有する火薬 庫以外の火薬庫 の床及び通気孔 七 第二十四条第
六 搬出入装置を有す る火薬庫以外の火薬 庫の通気孔の維持管 理状況を、目視によ り検査する。 七 搬出入装置を有す

七の二 第二十四	七号の火薬庫の内面
七の二 火薬庫の床面	持管理状況を、目視又は図面により検査する。ただし、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦により当該火薬類が爆発し、又は発火するおそれがないことについては、目視、図面又は記録により検査する。
〔新設〕	七号の搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面
〔新設〕	火薬庫以外の火薬庫の内面の維持管理状況を、目視により検査する。

条第七号の二の	火薬庫の床面	八 第二十四条第	八号の火薬庫の	換気孔	九 第二十四条第	九号の火薬庫の	暖房設備			
の維持管理状況を、	目視又は図面により	八 火薬庫の換気孔の	維持管理状況を、目	視又は図面により検	九 火薬庫の暖房設備	により火薬類が爆発	し、又は発火するこ	とを防止するための	措置及び暖房設備の	燃焼しやすい物との
	検査する。			査する。						
		八 第二十四条第	八号の火薬庫の	換気孔	九 第二十四条第	九号の火薬庫の	暖房装置			
		八 火薬庫の換気孔の	維持管理状況を、目	視により検査する。	九 暖房装置の熱源の	種類を、目視により	検査する。			

十 第二十四条第 十号の火薬庫の 照明設備	十一 第二十四条 第十一号の火薬 庫の屋根及び小
隔離の維持管理状況 を、目視又は図面に より検査する。	十 火薬庫の照明設備 により火薬類が爆発 し、又は発火するこ とを防止するための 措置の維持管理状況 を、目視又は図面に より検査する。
十 第二十四条第 十号の火薬庫の 照明設備	十一 第二十四条 第十一号の火薬 庫の小屋組及び
十 照明設備の維持管 理状況を、目視によ り検査する。	十一 火薬庫の小屋組 及び屋根の外面の維 持管理状況を、目視

屋組	十二・十三 「略」	「	十四 第二十四条	第十四号の防火	のための措置及	び消火の活動の	ために必要な措	置並びに警戒設	備	十五 第二十四条	第十五号の天井
又は図面により検査 する。	十二・十三 「略」		十四 防火のための措	置及び消火の活動の	ために必要な措置並	びに警戒設備の維持	管理状況を、目視に	より検査する。		十五 火薬庫の天井裏	又は屋根に講ずる盗
屋根	十二・十三 「略」	「	十四 第二十四条	第十四号の防火	設備及び警戒設	備				十五 第二十四条	第十五号の盗難
及び図面により検査 する。	十二・十三 「略」		十四 防火設備及び警	戒設備の維持管理状	況を、目視により検	査する。				十五 火薬庫の天井裏	又は屋根の盗難を防

裏又は屋根に講 ずる盗難を防止 するための措置	十六 「略」	3 地上覆土式一級 火薬庫の基準	一 第二十四条の 二において準用 する第二十四条 第一号、第六号 から第十号まで 、第十二号、第
難を防止するための 措置の維持管理状況 を、目視により検査 する。	十六 「略」		一 前項第一号、第六 号から第十号まで、 第十二号、第十四号 及び第十六号並びに 次項第五号及び第七 号に掲げる保安検査
を防止するため の措置	十六 「略」	3 地上覆土式一級 火薬庫の基準	一 第二十四条の 二において準用 する第二十四条 第一号、第四号 、第七号、第九 号、第十二号、
止するための措置の 維持管理状況を、目 視により検査する。	十六 「略」		一 前項第一号、第四 号、第七号、第九号 、第十二号、第十四 号及び第十六号並び に次項第七号及び第 八号に掲げる保安検

十四号及び第十六号並びに第二十五条第四号及び第七号に掲げる検査項目	二・三 「略」	四 削除	五 第二十四条の
の方法により検査を行う。	二・三 「略」	四 削除	五 火薬庫の覆土の維
第十四号及び第十六号並びに第二十五条第七号及び第八号に掲げる検査項目	二・三 「略」	四 第二十四条の 二第三号の搬出入装置を有する 火薬庫以外の火薬庫の床、通気孔及び換気孔	五 第二十四条の
査の方法により検査を行う。	二・三 「略」	四 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の通気孔及び換気孔の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。	五 火薬庫の覆土の維

二第四号及び第
五号の火薬庫の
覆土

持管理状況を、目視により検査し、及び当該覆土の勾配及び厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配及び厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面

二第四号及び第
五号の火薬庫の
覆土

持管理状況を、目視により検査し、及び当該覆土のこう配及び厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定のこう配及び厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図

4 地中式一級火薬	庫の基準	一 第二十五条に おいて準用する	第二十四条第六	号から第七号の	二まで、第十号	及び第十六号に	掲げる検査項目	二〇七 〔略〕	〔削る〕
による検査に替える ことができる。		一 第二項第六号から 第七号の二まで、第	十号及び第十六号に	掲げる保安検査の方	法により検査を行	う。		二〇七 〔略〕	〔削る〕
4 地中式一級火薬	庫の基準	一 第二十五条に おいて準用する	第二十四条第七	号及び第十六号	に掲げる検査項	目		二〇七 〔略〕	八 第二十五条第
面による検査に替え ることができる。		一 第二項第七号及び	第十六号に掲げる保	安検査の方法により	検査を行う。			二〇七 〔略〕	八 照明設備の維持管

5 地下式一級火薬	庫の基準	一 第二十五条の 二において準用 する第二十四条 第六号から第七 号の二まで、第 十号及び第十六 号並びに第二十 五条第四号に掲 げる検査項目
		一 第二項第六号から 第七号の二まで、第 十号及び第十六号並 びに第四項第五号に 掲げる保安検査の方 法により検査を行 う。
5 地下式一級火薬	庫の基準	一 第二十五条の 二において準用 する第二十四条 第七号及び第十 六号並びに第二 十五条第四号及 び第八号に掲げ る検査項目
		理状況を、目視によ り検査する。 一 第二項第七号及び 第十六号並びに第四 項第五号及び第八号 に掲げる保安検査の 方法により検査を行 う。

二〇十 「略」	6 地上式二級火薬 庫の基準	一 第二十六条第一項において準用する第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、第七号の二、第九号から第十一号まで及び第十四号から第十六号までに
二〇十 「略」		一 第二項第一号、第四号、第五号、第七号、第七号の二、第九号から第十一号まで及び第十四号から第十六号までに掲げる保安検査の方法により検査を行う。
二〇十 「略」	6 地上式二級火薬 庫の基準	一 第二十六条第一項において準用する第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までに掲げる検査項目
二〇十 「略」		一 第二項第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までに掲げる保安検査の方法により検査を行う。

掲げる検査項目	
二 〔略〕	三及び四 削除
〔削る〕	
五〇七 〔略〕	
7 地中式二級火薬庫の基準	
一 第二十六条第二項において準用する第二十四	
二 第二項第七号、第七号の二、第十号及び第十六号並びに第	
二 〔略〕	三及び四 削除
〔削る〕	
五〇七 〔略〕	
7 地中式二級火薬庫の基準	
一 第二十六条第二項第七号、第七号の二、第十号及び第十六号並びに第	
二 第二項第七号、第七号の二、第十号及び第十六号並びに第	
二 〔略〕	三 削除
四 第二十六条第二項第一号の二	
の火薬庫の小屋組及び屋根	
五〇七 〔略〕	
7 地中式二級火薬庫の基準	
一 第二十六条第二項において準用する第二十四	
二 第二項第七号及び第十六号並びに第四項第六号及び第八号	
二 〔略〕	三 削除
四 火薬庫の小屋組及び屋根の外面の維持管理状況を、目視により検査する。	
五〇七 〔略〕	

条第七号、第七	四項第六号に掲げる	条第七号及び第	に掲げる保安検査の
号の二、第十号	保安検査の方法によ	十六号並びに第	方法により検査を行
及び第十六号並	り検査を行う。	二十五条第六号	う。
びに第二十五条		及び第八号に掲	
第六号に掲げる		げる検査項目	
検査項目			
二 第二十六条第	二 火薬庫に講ずる盗	二 第二十六条第	二 火薬庫の盗難を防
二項第一号の火	難を防止するための	二項第一号の火	ぐ構造の維持管理状
薬庫の構造	措置の維持管理状況	薬庫の構造	況を、目視により検
	を、目視により検査		査する。
	する。		
三 第二十六条第	三 丘陵の斜面又はト	三 第二十六条第	三 丘陵の斜面又はト
二項第二号の穴	ンネルの内側壁に穴	二項第二号の穴	ンネルの内側壁に穴

を掘つて設けられた火薬庫	8 地上式三級火薬庫の基準	一 第二十七条第一項において準用する第二十四条第四号から第十号まで、第十五号及び第十六号に掲げる検査
--------------	------------------	--

を掘つて設けられた火薬庫の維持管理状況を、目視により検査する。	一 第二項第四号から第十号まで、第十五号及び第十六号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。
---------------------------------	--

を掘つて設けられた火薬庫	8 地上式三級火薬庫の基準	一 第二十七条第一項において準用する第二十四条第四号から第十号まで、第十五号及び第十六号に掲げる検査
--------------	------------------	--

を掘つて設けられた火薬庫の維持管理状況を、目視により検査する。	一 第二項第四号から第十号まで、第十五号及び第十六号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。
---------------------------------	--

査項目	
二 〔略〕	三 削除
四 〔略〕	五 第二十七条第 一項第四号の火 薬庫の入口
六 〔略〕	
項目	
二 〔略〕	三 削除
四 〔略〕	五 火薬庫の入口及び 消火の活動のために 必要な措置措置の維 持管理状況を、目視 により検査する。
六 〔略〕	
項目	
二 〔略〕	三 第二十七条第 一項第二号の火 薬庫の小屋組及 び屋根
四 〔略〕	五 第二十七条第 一項第四号の火 薬庫の入口
六 〔略〕	
二 〔略〕	三 火薬庫の小屋組及 び屋根の維持管理状 況を、目視により検 査する。
四 〔略〕	五 火薬庫の入口及び 注水設備の維持管理 状況を、目視により 検査する。
六 〔略〕	

9	地中式三級火薬
庫の基準	
一	第二十七条第
二項において準	
用する第二十四	
条第六号から第	
七号の二まで及	
び第十六号、第	
二十五条第一号	
から第四号まで	
及び第七号並び	
に第二十七条第	
一項第三号に掲	

一	第二項第六号から
第七号の二まで及び	
第十六号、第四項第	
二号から第五号まで	
及び第七号並びに前	
項第四号に掲げる保	
安検査の方法により	
検査を行う。	

9	地中式三級火薬
庫の基準	
一	第二十七条第
二項において準	
用する第二十四	
条第七号及び第	
十六号、第二十	
五条第一号から	
第四号まで及び	
第七号並びに第	
二十七条第一項	
第三号に掲げる	
検査項目	

一	第二項第七号及び
第十六号、第四項第	
二号から第五号まで	
及び第七号並びに前	
項第四号に掲げる保	
安検査の方法により	
検査を行う。	

げる検査項目	二・三〔略〕	10 水蓄火薬庫の基	準	一〔略〕	二 第二十七条の	二 第二号の火薬	庫の屋根		三〔略〕	四 第二十七条の	二 第四号の火薬	類が流失するこ
	二・三〔略〕			一〔略〕	二 火薬庫の屋根の維	持管理状況を、目視	又は図面により検査	する。	三〔略〕	四 火薬類が流失する	ことを防止するため	の措置の維持管理状
	二・三〔略〕	10 水蓄火薬庫の基	準	一〔略〕	二 第二十七条の	二 第二号の火薬	庫の屋根		三〔略〕	四 第二十七条の	二 第四号の火薬	庫の流出口等
	二・三〔略〕			一〔略〕	二 火薬庫の屋根の維	持管理状況を、目視	及び図面により検査	する。	三〔略〕	四 火薬庫に設けられ	ているあふれ出る水	の流出口及び当該流

とを防止するた めの措置	11 横穴式水蓄火薬 庫の基準	一・二 「略」	三 第二十七条の	三 第二号の火薬	庫の前面の擁壁	四 第二十七条の 三 第三号の火薬
況を、目視又は図面 により検査する。		一・二 「略」	三 火薬庫の前面の擁	壁の維持管理状況を	、目視により検査す る。	四 火薬庫の前面の擁 壁に設けられた出入
出口に設置されてい る沈殿槽の維持管理 状況を、目視及び図 面により検査する。	11 横穴式水蓄火薬 庫の基準	一・二 「略」	三 第二十七条の	三 第二号の火薬	庫の前面のよう 壁	四 第二十七条の 三 第三号の火薬
		一・二 「略」	三 火薬庫の前面のよ	う壁の維持管理状況	を、目視により検査 する。	四 火薬庫の前面のよ う壁に設けられた出

庫の前面の擁壁 の出入口	五 第二十七条の 三第四号の火薬 庫に講ずる盗難 を防止するため の措置	12 実包火薬庫の基 準	一 第二十七条の 四第一項の基準
-----------------	--	--------------------	---------------------

五 第二十七条の

三第四号の火薬

庫に講ずる盜難

を防止するため

の措置

12 実包火薬庫の基

準

一 第二十七条の

四第一項の基準

口の水漏れを防ぐ措
置の維持管理状況を
、目視により検査す
る。

五 火薬庫の出入口に
講ずる盗難を防止す
るための措置の維持
管理状況を、目視に
より検査する。

る。

五 火薬庫の出入口に

講ずる盜難を防止す

るための措置の維持

管理状況を、目視に

より検査する。

庫の前面のよう	壁の出入口	五 第二十七条の	三 第四号の火薬	庫の盗難防止の	措置	12 実包火薬庫の基	準	一 第二十七条の	四 第一項の基準
---------	-------	----------	----------	---------	----	------------	---	----------	----------

五 第二十七条の

三
第
四
号
の
火
薬

庫の盗難防止の

措置

12 実包火薬庫の基

準

一 第二十七条の

四第一項の基準

入口の水もれを防ぐ措置の維持管理状況を、目視により検査する。

五 火薬庫の出入口の維持管理状況を、目視により検査する。

する。

五 火薬庫の出入口の

維持管理状況を、目

視により検査する。

イゝハ 「略」	「削る」	二 第二十七条の 四第二項の基準	イ 第二十七条	の四第二項に おいて準用す る第二十四条 第一号、第二
イゝハ 「略」	「削る」		イ 第二項第一号、 第二号、第四号、 第六号から第十号 まで及び第十六号 に掲げる保安検査	
イゝハ 「略」	二 第二十七条 の四第一項第 三号の火薬庫 の外部の点灯 設備	二 第二十七条の 四第二項の基準	イ 第二十七条	の四第二項に おいて準用す る第二十四条 第一号、第二
イゝハ 「略」	二 火薬庫の外部の 点灯設備の維持管 理状況を、目視に より検査する。		イ 第二項第一号、 第二号、第四号、 第六号から第十号 まで及び第十六号 並びに前号ニに掲	

号、第四号、	第六号から第	十号まで及び	第十六号に掲	げる検査項目	ロゝホ 「略」	13 煙火火薬庫の基	準	一 第二十八条に	において準用する
の方法により検査	を行う。				ロゝホ 「略」			一 第二項第一号、第	四号、第六号から第
号、第四号、	第六号から第	十号まで及び	第十六号並び	に第二十七条	の四第一項第	三号に掲げる	検査項目	ロゝホ 「略」	13 煙火火薬庫の基
げる保安検査の方	法により検査を行	う。						ロゝホ 「略」	準
								一 第二項第一号、第	七号から第十二号ま

第二十四条第一	号、第四号、第	六号から第十二	号まで及び第十	四号に掲げる検	査項目	二 「略」	三 削除				四 「略」	五 削除
十二号まで及び第十	四号に掲げる保安検	査の方法により検査	を行う。			二 「略」	三 削除				四 「略」	五 削除
第二十四条第一	号、第七号から	第十二号まで及	び第十四号に掲	げる検査項目		二 「略」	三 第二十八条第	一号の二の火薬	庫の入口の扉		四 「略」	五 第二十八条第
で及び第十四号に掲	げる保安検査の方法	により検査を行う。				二 「略」	三 火薬庫の入口の扉	の維持管理状況を、	目視により検査す	る。	四 「略」	五 通気孔の維持管理

六 〔略〕	14 がん具煙火貯蔵 庫及び導火線庫の 基準	一 〔略〕	二 第二十九条第 一号のがん具煙	火貯蔵庫又は導 火線庫の構造	三 第二十九条第
六 〔略〕		一 〔略〕	二 がん具煙火貯蔵庫 又は導火線庫の維持	管理状況を、目視又 は図面により検査す る。	三 がん具煙火貯蔵庫
三号の火薬庫の 通気孔	14 がん具煙火貯蔵 庫及び導火線庫の 基準	一 〔略〕	二 第二十九条第 一号の貯蔵庫の	構造	三 第二十九条第
状況を、目視により 検査する。		一 〔略〕	二 がん具煙火貯蔵庫 の維持管理状況を、	目視により検査す る。	三 がん具煙火貯蔵庫

二号のがん具煙	火貯蔵庫又は導	火線庫の入口の	扉	15 〔略〕	16 土堤の基準	一 第三十一条第	一号の土堤の内	面の堤脚から火	薬庫、爆発の危	険のある工室又	は火薬類一時置	場の本屋の外壁
又は導火線庫の入口	の扉の維持管理状況	を、目視又は図面に	より検査する。	15 〔略〕		一 内面の堤脚から火	薬庫、爆発の危険の	ある工室又は火薬類	一時置場の本屋の外	壁までの距離を、巻	尺その他の測定器具	を用いた測定により
二号の貯蔵庫の	入口の扉			15 〔略〕	16 土堤の基準	一 第三十一条第	一号の土堤の内	面の堤脚から火	薬庫までの距離			
の入口の扉の維持管	理状況を、目視によ	り検査する。		15 〔略〕		一 内面の堤脚から火	薬庫の外壁までの距	離を、巻尺その他の	測定器具を用いた測	定により検査する。	ただし、当該測定に	おいて、既定の距離

までの距離	二・三 「略」	四 第三十一条第 四号の土堤の勾配
検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。	二・三 「略」	四 土堤の勾配を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、
を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。	二・三 「略」	四 第三十一条第 四号の土堤のこ う配及び高さ
四 土堤のこう配及び高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査す	二・三 「略」	

土堤の高さ	条第四号の二の	四の二	第三十一
-------	---------	-----	------

より検査する。ただし	器具を用いた測定に	、巻尺その他の測定	四の二	土堤の高さを	とができる。	よる検査に替えるこ	り、目視又は図面に	判定できる場合に限	は図面により容易に	ていることが目視又	既定の勾配を満たし	当該測定において、
------------	-----------	-----------	-----	--------	--------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

〔新設〕

ることができ	面による検査に替え	に限り、目視又は図	視又は図面により容	易に判定できる場合	る。ただし、当該測	定において、既定の	こう配及び高さを満	たしていることが目	視又は図面により容	易に判定できる場合	に限り、目視又は図	面による検査に替え	ることができ	〔新設〕
--------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	--------	------

四の三 第三十一
条第四号の三の
土堤の頂部の厚
さ

し、当該測定におい
て、既定の高さを満
たしていることが目
視又は図面により容
易に判定できる場合
に限り、目視又は図
面による検査に替え
ることができる。

四の三 土堤の頂部の
厚さを、巻尺その他
の測定器具を用いた
測定により検査す
る。ただし、当該測

〔新設〕

〔新設〕

面	七号の土堤の堤	七 第三十一条第	五・六 「略」
により検査する。	持管理状況を、目視	七 土堤の崩壊を防止	定において、既定の 厚さを満たしている ことが目視又は図面 により容易に判定で きる場合に限り、目 視又は図面による検 査に替えることがで きる。 五・六 「略」
面	七号の土堤の堤	七 第三十一条第	五・六 「略」
視により検査する。	の維持管理状況を目	七 土堤の堤面の被覆	五・六 「略」

17	簡易土堤の基準
一	〔略〕
二	第三十一条の 二 第一号の簡易 土堤の勾配

一	〔略〕
二	簡易土堤の勾配を 、巻尺その他の測定 器具を用いた測定に より検査する。ただ し、当該測定におい て、既定の勾配を満 たしていることが目 視又は図面により容 易に判定できる場合 に限り、目視又は図 面による検査に替え

17	簡易土堤の基準
一	〔略〕
二	第三十一条の 二 第一号の簡易 土堤のこう配及 び高さ

一	〔略〕
二	簡易土堤のこう配 及び高さを、巻尺そ の他の測定器具を用 いた測定により検査 する。ただし、当該 測定において、既定 のこう配及び高さを 満たしていることが 目視又は図面により 容易に判定できる場 合に限り、目視又は

ることができる。

二の二 第三十一

条の二第一号の

二の簡易土堤の

高さ

二の二 簡易土堤の高

さを、巻尺その他の

測定器具を用いた測

定により検査する。

ただし、当該測定に

おいて、既定の高さ

を満たしていること

が目視又は図面によ

り容易に判定できる

場合に限り、目視又

は図面による検査に

〔新設〕

図面による検査に替
えることができる。

〔新設〕

二の三 第三十一

条の二第一号の

三の簡易土堤の

頂部の厚さ

替えることができ
る。

二の三 土堤の頂部の

厚さを、巻尺その他

の測定器具を用いた

測定により検査す

る。ただし、当該測

定において、既定の

厚さを満たしている

ことが目視又は図面

により容易に判定で

きる場合に限り、目

視又は図面による検

〔新設〕

〔新設〕

備考 表中の「」は注記である。	18 〔略〕	三 第三十一条の 二 第二号の簡易 土堤の土留	四 第三十一条の 二 第三号の簡易 土堤の頂部
	18 〔略〕	三 簡易土堤の土留並びに当該土留の側壁板及び支柱の維持管理状況を、目視により検査する。	四 簡易土堤の頂部の維持管理状況を、目視により検査する。
	18 〔略〕	三 第三十一条の 二 第二号の土堤の土留	四 第三十一条の 二 第三号の土堤の頂部
	18 〔略〕	三 土堤の土留並びに当該土留の側壁板及び支柱の維持管理状況を、目視により検査する。	四 土堤の頂部の維持管理状況を、目視により検査する。

附 則

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。